

【個表 1】

項目：医療に要する費用及び財政の見通し

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期等
財政収支の改善と均衡 (第 2 章 第 2 節)	北海道国民健康保険特別会計においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況バランスを見極めながら運営する	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の毎月の医療費の所要額を把握し、道から保険給付費等交付金の支払、国庫支出金や納付金等の受入 保険給付費の支払に不足が生じないよう、最終補正予算案で財政安定化基金からの取り崩し 前年度決算を分析し、次年度の予算編成に反映 	

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> 必要最低限の繰越金額となる予算・決算 収支バランスを適切に見極め、基金の活用を最小限にする道の国保会計の運営
進捗管理方法	<ol style="list-style-type: none"> 当年度 <ul style="list-style-type: none"> 毎月の歳入（公費・納付金等）・歳出（保険給付費等）額を財務会計システムで確認 次年度 <ul style="list-style-type: none"> 前年度の決算における収支不足又は剰余金の要因を分析 市町村基金の保有額の目安について、市町村と引き続き検討



Check (評価) ・ Action (改善策)		
令和3年度の取組における自己点検 (評価)	今後の方向性	運営協議会における評価 (意見)

【個表2】

項目：医療に要する費用及び財政の見通し

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期等
赤字の解消・削減 (第2章 第3節)	道は市町村と十分に協議を行い、赤字削減・解消の取組や目標年次等の設定について助言する。 また、短期間での赤字の解消が困難な市町村は、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組む(6年以内に解消が困難な場合は、市町村の実情に応じて設定)	<ul style="list-style-type: none"> 「赤字削減・解消計画」を策定した市町村に対して、赤字解消に向けた取組の進捗状況などを把握 新たに「赤字削減・解消計画」の策定が見込まれる市町村に対して、計画策定に向けた取組や目標年次の設定などの助言を実施。 計画変更の検討が必要となった市町村について、目標年次の設定などの助言を実施し変更計画を策定 赤字が解消された市町村の状況把握 	

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> 決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている全ての市町村における、削減の目標年次及び削減予定額を定めた個別の計画作成 上記の個別計画に係る年次別の実施状況報告書(赤字削減額・削減割合等の実施状況の詳細や今後の取組を記載)の作成
進捗管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の国保特別会計決算及び実施状況報告書により赤字の状況を把握 年度途中については、個別の助言の機会などを通じて計画に対する取組状況などを把握 <p>【目標】「赤字削減・解消計画」策定市町村：R12年度 0市町村</p>



Check (評価)・Action (改善策)		
令和3年度の取組における自己点検(評価)	今後の方向性	運営協議会における評価(意見)

【個表3】 (新)

項目：保険料（税）関係

Plan（計画）		Do（実施）	
目標	内容（道の推進事項）	取組内容	時期等
保険料水準の統一 （第3章 第3節）	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模市町村における保険料（税）負担増加のリスクを軽減するとともに、負担の公平化を進めるため、納付金算定上、市町村間の医療費水準の差を反映させない（$\alpha=0$）こととする 2 保険料水準を統一し、安定的な国保運営のための取組が市町村間で平準化し、全市町村の標準保険料率が同一となることをもって保険料（税）率の統一（統一保険料率）と定義し、令和12年度を目途に統一保険料率を目指す 3 統一保険料率における賦課方式は、市町村標準保険料率に用いている所得割・均等割・平等割の3方式に統一資産割を賦課している市町村は、将来に向け資産割の廃止が必要となるが、これにより被保険者の保険料（税）負担に急激な影響があることも想定されるため、令和8年度までを経過措置期間として設定 4 統一保険料率となった際に生じる、被保険者負担の激変を緩和するために、今後、道が示す市町村標準保険料率算定の基礎となった応能割額の割合と応益割額の割合を段階的に合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 保険料水準の統一に向けた具体的な進め方について市町村と協議 2 統一保険料などに向けた具体的な進め方について市町村と協議 3 資産割廃止に向けた取組への助言 4 市町村標準保険料率賦課割合へ市町村の賦課割合を近づける取組への助言 	

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課限度額を法定額に合わせた市町村数 【目標】 R12=179市町村 (R3現在170市町村) ・ 資産割を廃止した市町村数 【目標】 R8=179市町村 (R3現在102市町村) ・ 市町村標準保険料率賦課割合に合わせた市町村数 【目標】 R12=179市町村
進捗管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料水準の統一までの間の、納付金算定における激変緩和措置の計画的な実施 ・ 賦課限度額の統一、資産割廃止、賦課割合の平準化に向けての市町村のスケジュール把握及びこれに向けた取組に対する助言



Check（評価）・Action（改善策）		
令和3年度の実施における自己点検（評価）	今後の方向性	運営協議会における評価（意見）

【個表4-5】

項目：医療費適正化関係

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期等
特定健康診査受診率、特定保健指導実施率向上 (第6章 第2節 1)	<ol style="list-style-type: none"> 先進的な事例の収集及び情報提供 被保険者に対する広報・普及啓発等 市町村に対する助言及び支援 個人の予防・健康づくりに向けた自主的な取組、インセンティブの提供 関係団体との連携 	<ol style="list-style-type: none"> 特定健診等の実施率、取組内容の調査好事例を市町村へ情報提供 特定健診実施率向上対策事業 医療機関・調剤薬局・生命保険会社を通じて、特定健診の受診対象者に対して勧奨を実施 国保医療課ホームページへの特定健診受診案内の掲載 北海道厚生局と連携し、市町村に対する助言を実施 道独自に市町村に対する助言を実施 市町村が行う健康マイレージ事業への道2号繰入金による支援 保険者協議会において、医師会等の関係団体と情報共有 	

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> 全道における特定健康診査の受診率 : H29年度 28.1% ⇒ R5年度 60% (参考) R1年度 28.9% (速報値) ⇒ R2年度 26.9% (道独自調査) 全道における特定保健指導の実施率 : H29年度 33.5% ⇒ R5年度 60% R1年度 36.0% (速報値) ⇒ R2年度 33.5% (道独自調査)
進捗管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 国保連合会から情報提供される保険者別のデータを用いて管理 市町村が行う健康マイレージ事業の取組は、保険者努力支援制度の申請状況により把握



Check (評価) ・ Action (改善策)		
令和3年度の取組における自己点検 (評価)	今後の方向性	運営協議会における評価 (意見)

【個表6】

項目：医療費適正化関係

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期等
生活習慣病対策の充実 (第6章 第2節 3)	3 三次予防対策 市町村における取組が円滑に実施できるよう「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、市町村の取組状況を情報共有したり、医師会等関係団体とも連携するなど、市町村の取組に対する協力体制を構築する	市町村の取組状況を道医師会や北海道糖尿病対策推進会議と情報共有・市町村への支援依頼 ※市町村取組状況調査	

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症重症化予防の取組実施市町村の割合 : H30年度 69.3% ⇒ R5年度 80% (参考) H30年度 69.3% ⇒ R2年度 86.6%
進捗管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、市町村の策定状況について調査を実施し、進捗状況を確認する。



Check (評価) ・ Action (改善策)		
令和3年度の取組における自己点検 (評価)	今後の方向性	運営協議会における評価 (意見)

【個表7】

項目：医療費適正化関係

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期等
後発医薬品の使用促進 (第6章 第2節 8)	<p>1 道においては、国の目標達成に向けた取組を推進するため、北海道国保連合会と連携し、後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対し定期的に情報提供する取組を行うとともに、後発医薬品差額通知が未実施である市町村に対しては、進まない理由を確認するなど、実施に向けて必要な助言を行い、後発医薬品の使用促進に重点的に取り組む</p> <p>2 道においては、後発医薬品の普及について、医療関係者等から理解を得られるよう関係団体と緊密に連携して取り組む</p>	<p>1 国保連合会から市町村へ、数量シェアの状況を毎月メールにより情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 差額通知未実施の市町村には、実施に向けた助言 差額通知の実施状況 <p>2 後発医薬品安心使用協議会の開催 (年1回)</p>	

評価基準	<p>①市町村の数量シェア : H29年度 73% ⇒ R3年度 80%以上</p> <p>②後発医薬品差額通知の実施 : H30年度 145/179市町村 ⇒ R3年度 179/179市町村</p> <p>(参考)</p> <p>①R3.3市町村数量シェア：82.4%、②R2差額通知実施市町村：175市町村</p>
進捗管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の数量シェアは、国保連から提供されるデータにより定期的に進捗を把握 後発医薬品差額通知は、毎年度、保険者努力支援制度の申請状況により把握



Check (評価) ・ Action (改善策)		
令和3年度の実施における自己点検 (評価)	今後の方向性	運営協議会における評価 (意見)